

都市再生の推進に係る有識者ボード
MICE施設機能向上ワーキンググループ
(第1回資料)

2012年12月21日

内閣官房 地域活性化統合事務局

都市再生について

都市の再生とは

都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第二十二号）（抄）の記述

第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例並びに都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

上記に対応する都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定）の記述

第一 都市再生の意義及び目標に関する事項

1 都市再生の意義及び目標

（都市再生の意義）

都市は、人々の生活や経済活動等の場を提供する我が国の活力の源泉であり、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進していくことは、国民生活の向上や経済の活性化等の観点から重要である。

2 大都市における都市再生の意義及び目標

（国全体の成長を牽引する大都市）

我が国においても、国の成長の牽引役としての大都市の再生を推進し、資金、人材等呼び込み、企業活動を集積させることを可能とするような機能・環境を整備する必要がある。

都市再生制度に関する基本的な枠組み

都市再生本部

(本部長:内閣総理大臣 副本部長:内閣官房長官、地域活性化担当大臣、国土交通大臣 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣)

都市再生基本方針 (閣議決定)

民間の活力を中心とした都市再生

都市再生緊急整備地域(地域整備方針)

(政令で指定: 63地域 7,783ha)

都市再生緊急整備協議会

都市計画等の特例

都市再生特別地区
(既存の用途地域等に基づく規制を適用除外)
(58地区)

都市計画提案制度

都市再生事業に係る
認可等の迅速化

都市再生
安全確保計画 ※H24改正

大臣認定

民間都市再生
事業計画
(51計画認定)

税 制 特 例

金 融 支 援

特定都市再生緊急整備地域 ※H23改正

(政令で指定: 11地域 3,396ha)

都市再生緊急整備地域のうち、国際競争力の強化を図る地域を指定

公共施設整備と民間の取組みとの連携による全国都市再生

都市再生整備計画 ※H16改正

市町村決定: これまで932市町村、2,194地区で策定
現在、542市町村、808地区で実施中

交付金によりまちづくりを財政的に支援

社会資本整備総合交付金を活用
平成24年度予算: 1.4兆円

大臣認定

民間都市再生整備
事業計画
(30計画認定)

金 融 支 援

都市再生の推進に係る有識者ボード

都市再生の推進に係る有識者ボード

(平成22年7月以降 18回開催)

- ・都市再生特別措置法に基づく都市再生基本方針に関する検討等の都市再生に関する施策の推進に関する検討
- ・今後の都市再生のあり方についての検討

<委員> 八田 達夫 (座長、経済学者) 赤井 厚雄 (モルガン・スタンレーMUFG証券) 浅見 泰司 (東京大学)
川口 有一郎 (早稲田大学) 谷山 智彦 (野村総合研究所) 中井 検裕 (東京工業大学)

個別のテーマに合わせてワーキンググループ等を設置

防災WG

(平成23年10月以降 8回開催)

- ・人口・機能集積エリアにおいて、エリア全体の視点から推進すべき防災対策の強化に関する施策の検討
- ・都市再生安全確保計画制度の創設を踏まえた、都市再生安全確保計画作成の手引きに関する検討

<委員> 中林 一樹 (座長、明治大学) 朝倉 康夫 (東京工業大学) 加藤 孝明 (東京大学)
小林 恭一 (東京理科大学) 丸谷 浩明 (東京工業大学) 村上 正浩 (工学院大学)

<オブザーバー> 内閣府 (防災担当)、国土交通省 (住宅局、都市局、鉄道局)、総務省、消防庁、警察庁

経済効果検討WG

(平成24年3月～5月、計3回開催)

- ・我が国の大都市・地方都市等を取り巻く実態・現状を踏まえ、都市再生に関連する施策の経済効果や総合的な成果等について検討

<委員> 八田 達夫 (座長、経済学者) 岡本 亮介 (政策研究大学院大学) 北崎 朋希 (野村総合研究所)
堤 盛人 (筑波大学) 寺崎 芳友 (日本政策投資銀行)

<オブザーバー> 三井不動産株式会社、住友不動産株式会社、森ビル株式会社、三菱地所株式会社

ユーザー視点の港湾再生による地域活性化のあり方に関する委員会

(平成24年2月～6月、計5回開催)

- ・港湾経営の民営化等の取組を進めている京浜三港をモデルとして、海運会社等ユーザーの選択に足る港湾に再生するための方策や今後の政府の支援のあり方等について検討

<委員> 八田 達夫 (座長、経済学者) 岡本 亮介 (政策研究大学院大学)
城所 幸弘 (政策研究大学院大学) 竹林 幹雄 (神戸大学)

<オブザーバー> 国土交通省 (海事局、港湾局、都市局、道路局)、経済産業省 (経済産業政策局、商務情報政策局)
東京都 (港湾局)、東京港埠頭株式会社、横浜市 (港湾局)、横浜港埠頭株式会社、川崎市 (港湾局)

都市再生基本方針の概要①

(H14.7.19:閣議決定、H16.4.16、H19.12.7、H21.4.24、H23.2.4、H23.10.7、H24.8.10:一部変更)

第一 都市再生の意義及び目標

1 都市再生における意義及び目標

- 都市再生の意義
都市再生は、国民生活の向上、経済活性化等の観点から重要
- 地域の知恵を結集した中長期的な都市構想・戦略の共有
地域の関係者が連携の下、地域の知恵が結集し、具体性の高い中長期的な都市構想・戦略の確立・共有
- 都市の基本的構造の在り方
都市の外延化の抑制によるコンパクトな都市構造への転換、メリハリのきいた土地利用の推進による都市機能の集約化
- 経済活動を支える都市
都市に立地する産業の競争力を高め、新たな需要や雇用を創出
- 安心して快適に生活できる都市
だれもが安心して快適に暮らせる都市環境の整備
- 魅力ある美しい都市
就労、生活する人々だけでなく、訪れる人々にとっても魅力ある都市の実現
- 災害に強い都市
大規模災害時に備え、①人的・経済的被害等の最小化、②都市機能の停止・低下等による被災地域の住民等への負担の抑制、③我が国経済・社会全体に与える負担の最小化のための措置があらかじめ十分に講じられた災害に強い都市づくりを推進
- 環境負荷の小さい自然と共生した都市
環境負荷の小さく自然と共生した都市の実現

2 大都市における都市再生の意義及び目標

- 国全体の成長を牽引する大都市
大都市に立地する産業の競争力の向上やグローバル企業のアジア拠点等の新規立地等を通じ、新たな需要、雇用を創造
- 質の高い生活のできる大都市
国際的にみて質の高い生活環境を確保するとともに、企業等の集積によるデメリットをできる限り抑制。高齢者人口の急増に対応した都市環境の整備
- 災害に強い大都市
①人口等の集中による、甚大な人的・経済的被害等の抑制、②経済活動等の中心である大都市における基本的な都市機能の継続性の安定的確保に特段の配慮
- 大都市に集中した環境負荷の低減
大都市の都市再生の推進に当たっては環境負荷低減に特段の配慮

第二 政府が重点的に実施すべき施策に関する基本的方針

1 都市再生に取り組む基本姿勢

- 「選択と集中」のコンセプトによる集中的支援
- 総合的支援の推進等

2 都市再生に関する施策の基本的方針

- 関係者との連携
- 都市のコンパクト化の推進等
- 産業の競争力を向上させる環境整備
- 質の高い生活を確保するための諸機能の整備
- 医療・福祉サービスの的確な提供等
- 急激に高齢化が進展するニュータウン等の再生
- 子どもを産み育てやすい環境の整備
- 犯罪等の起きにくいまちづくりの推進
- 魅力あるまちづくりの推進
- 災害に強いまちづくりの推進
- 環境負荷の低減と自然との共生
- 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等
- 情報通信技術の利活用の促進等による都市機能の高度化

3 大都市における施策の基本的方針

- 国際競争力の強化のための環境整備
- 災害に強いまちづくりの推進
- 都市間の連携と役割分担の強化
- 海外の高度人材を呼び込む質の高い生活環境の確保
- 高齢者人口の急増への対応及び保育所待機児童の解消等
- 集積のデメリットの抑制
- 環境負荷の低減

都市再生基本方針の概要②

(H14.7.19:閣議決定、H16.4.16、H19.12.7、H21.4.24、H23.2.4、H23.10.7、H24.8.10:一部変更)

第三 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

1 指定基準

- (1) 都市再生緊急整備地域の指定基準
 - 都市開発事業等の早期の実施が見込まれる地域
 - 都市全体への波及効果を有し、都市再生の拠点となる地域
- (2) 特定都市再生緊急整備地域の指定基準
 - 国際競争力強化に向けた取組(都市構想・戦略の公表等)が行われている地域
 - 都市の国際競争力強化につながる都市開発事業等の実施が見込まれる地域
 - 国内外の主要都市との交通利便性が高い地域
 - 都市機能の集積の程度が高い地域(今後の見込みを含む)
 - 企業の経済活動が活発に行われている地域(今後の見込みを含む)

2 指定の進め方

- 都市開発事業等の熟度に応じて、早期の効果発現が見込まれる地域等について、都市再生緊急整備地域として指定
- 地域整備方針や都市戦略との整合に配慮して、特定都市再生緊急整備地域として指定

3 施策の集中的実施

- 都市再生緊急整備地域においては、国・地方公共団体が総力を挙げ、緊急かつ重点的に施策を実施。特定都市再生緊急整備地域においては、都市の国際競争力強化のための施策を緊急かつ重点的に実施
- 施策効果の発現状況等を踏まえ、取組についての不断の見直しを実施

4 整備に当たっての配慮等

- 都市再生の推進に当たっての配慮等
- 都市再生安全確保計画の作成及びその実施に当たっての配慮

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 自主性と創意工夫による全国の都市再生の推進

- 稚内から石垣までの都市を対象に、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る都市再生の取組を推進
- 民間をはじめとした多様な主体による創意工夫をいかした取り組みを含め、地域の特性に応じ地域の資源を活用した創意工夫を最大限発揮することを旨とする

2 都市再生整備計画において具体的に明らかにされるべき視点等

- 都市再生整備計画においては、選択と集中の考え方に立脚
- 都市再生整備計画においては、得られる成果の重視、ソフトの充実等による戦略的・効率的実施、民間のまちづくりに関する活動等との連携・協働の視点の明確化

都市再生基本方針におけるMICE関連の記述(抜粋)

第二 政府が重点的に実施すべき施策に関する基本的方針

3 大都市における施策の基本的方針

(国際競争力の強化のための環境整備)

将来我が国経済を牽引することが期待される産業が育成され、また、グローバルに業務を展開する企業のアジア地域の拠点等の立地が促進されるよう、「選択と集中」のコンセプトの下、新たな需要や雇用を生み出すポテンシャルの高いエリアを中心に、以下の施策を総合的かつ重点的に実施することにより、経済活動の効率性を高める環境の整備を進める。

- ・グローバルに業務を展開する企業の拠点にふさわしい都市環境を整備するため、土地利用に関する思い切った規制・制度改革等も活用しながら、多様なサービス機能を備え環境にも配慮したオフィス環境の整備、再開発等による低未利用地の土地利用転換、複数の街区に細分化された土地の集約・整形による大街区化、思い切った土地利用の高度化、拠点性を創出する景観形成等を推進する。
- ・グローバルに業務を展開する企業等の活動を支える国内の高度人材の育成を進めるとともに、グローバルに業務を展開する企業等が業務を進める上で必要となる情報の提供等を行う機能の整備を推進する。

(中略)

- ・都市における国際的なビジネス活動を支えるコンベンションセンター等の拠点施設や国際水準のサービスアパートメント、ホテル等の施設の整備やMICEの誘致・開催を促進する。
- ・将来我が国の経済を牽引することが期待されるグリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション、アジア経済戦略等に関連する成長分野の産業を育成する観点から、産業活動等に関する大胆な規制・制度改革を推進する。
- ・大都市に集積した民間企業、大学・研究機関、NPO等が、連携・協働を通じた相乗効果を生み出すことを促進するための交流機能の整備を推進する。
- ・研究施設の整備等世界中から優れた研究者等を引き付ける研究環境の整備を推進する。

第三 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

1 指定基準

(2) 特定都市再生緊急整備地域の指定基準

都市再生特別措置法第2条第5項に基づき、都市再生緊急整備地域のうち、当該都市の国際競争力強化につながる都市開発事業等の実施が見込まれ、かつ、地域の地方公共団体の関与のもと国際競争力強化の拠点とする上で実現性、具体性等の点で十分な地域の国際競争力強化に向けた都市構想・戦略が、策定・公表されており、地方公共団体による当該地域における都市再生に関連する制度の適切な運用等国際競争力の強化に向けた取組が的確に行われていると認められるもののうち、以下の具体的な指定基準に該当し、本方針第一及び第二の内容に沿った都市の国際競争力の強化に向けた都市再生が見込まれるものを「特定都市再生緊急整備地域」として指定する。

- ア 新幹線駅若しくは国内線の空港及び国際線の主要な空港を有し、又はこれらに隣接・近接し、若しくはこれらと交通アクセスが容易であること等により、国内外の主要な都市との往来を円滑に行うことが可能な地域(今後のインフラ整備により、可能となる地域を含む。)
- イ 企業の業務活動の場やコンベンションセンター、国際会議場、宿泊施設、外国人ビジネスパーソン等の生活を支える施設等企業の業務活動を助ける諸機能等の都市機能が集積している地域(今後の都市開発事業等の実施により、高度に集積すると見込まれる地域を含む。)
- ウ 企業の経済活動が活発に行われ、多くの付加価値が生み出されている地域(今後の都市開発事業等の実施により、多くの付加価値が生み出されると見込まれる地域を含む。)

MICEについて

MICEの定義

M (ミーティング)	: 企業等の会議等
I (インセンティブ)	: 企業の行う報奨・研修旅行
C (コンベンション)	: 国際団体、学会、協会が主催する総会、学術会議等
E (エキシビジョン・イベント)	: 展示会・見本市、文化・スポーツイベント等

MICEの意義

①高い経済効果

MICE開催を通じた主催者、参加者等の消費支出は、MICEの直接の関係者のみならず、開催地域を中心に幅広い経済波及効果を生み出す。

②ビジネス機会創出・イノベーション創出

MICE参加者間の交流により、人的ネットワークの形成や知識・情報の共有に大きな効果がある。これらを通じて、新たなビジネス機会の創出、科学技術の発展・イノベーションの創出に大きく資する。

③都市の競争力・ブランド力の向上

MICEを通じた人や情報の交流・流通、ネットワーク構築の容易さなどは都市の競争力・ブランド力の向上に寄与する。

MICE施設の現状①

主なMICE施設（国内）

国		日本					
都市		東京都	東京都	千葉市	横浜市	京都市	大阪市
施設名		東京国際フォーラム	東京ビッグサイト	幕張メッセ	パシフィコ横浜	国立京都国際会館	大阪国際会議場 (グランキューブ大阪)
開業		1997年1月	1996年4月	1989年10月	1991年7月	1966年5月	2000年4月
最大規模の 会議場収容人数		5,012人	1,000人	1,664人	5,002人	1,840人	2,754人
総展示面積		5,000㎡	80,660㎡	75,098㎡ (屋外展示場を除く)	20,000㎡	3,000㎡	2,600㎡
併設 施設	ホテル (室数)	-	-	-	600室	30室	-
	その他の 主な施設	飲食店、美術館	飲食店	飲食店	飲食店	飲食店	飲食店
事業(設置)主体		東京都	東京都	(株)幕張メッセ、 千葉県(国際展示場)	(株)横浜国際平和会議場、 国(国立大ホール)	国(京都市に委託)	土地:(株)大阪国際 会議場 建物:大阪府
運営主体 ※第3セクター		(株)東京国際フォーラム※	(株)東京ビッグサイト※	(株)幕張メッセ※	(株)横浜国際平和会議場※	(財)国立京都国際会館(京都市からの再委託)	(株)大阪国際会議場※

表の凡例: 最大規模の会議場収容人数5,000人以上

MICE施設の現状②

主なMICE施設（アジア）

国		韓国			中国			シンガポール	
都市		ソウル	ソウル(コヤン)	プサン	上海	上海	香港		
施設名		COEX	KINTEX	BEXCO	上海新国際博覧中心	上海国際会議中心	HKCEC	シンガポールエキスポ	マリーナ ベイサンズ
開業		1979年	2005年	2001年	2001年	1999年	1988年	1999年	2010年
最大規模の会議場収容人数		7,000人	6,000人	2,400人	220人	4,000人	8,000人	8,000人	11,000人
総展示面積		38,004㎡	104,000㎡	46,380㎡	200,000㎡	4,400㎡	82,682㎡	100,000㎡	39,427㎡
併設施設	ホテル(有無)	○	×	×	○	○	○	×	○
	その他の主な施設	大規模商業施設、娯楽施設、映画館、水族館	大規模商業施設	飲食店	飲食店	—	飲食店	飲食店	大規模商業施設、娯楽施設、美術館
事業(設置)主体		韓国貿易協会	施設:(株)KINTEX 土地:高陽市	釜山広域市	上海浦東土地開発公社等4社共同出資	上海国際会議展覽有限公司	香港貿易發展局	国	米国Sandsグループ
運営主体		(株)COEX	(株)KINTEX	(株)BEXCO	Shanghai New International Expo Center Co.,LTD	上海国際会議展覽有限公司	Hong Kong Convention and Exhibition Centre(Management) Limited	Singex Venues Pte Ltd	米国Sandsグループ
		※韓国貿易協会の子会社	※京畿道、高陽市、KOTRAがそれぞれ株式の1/3を所有			※上海国際会議中心と、上海東方国際商条有限公司の共同出資会社	※NWS Holdings Ltdの子会社	※1997年に民営化した元港湾局の一部部署	

表の凡例: 最大規模の会議場収容人数5,000人以上 総展示面積100,000㎡以上

MICE施設の現状③

世界の展示場 面積の比較

順位	展示場		国	都市	屋内展示 面積(m ²)
	世界	アジア			
1		ハノーバーメッセ	ドイツ	ハノーバー	466,100
2		メッセフランクフルト	ドイツ	フランクフルト	345,697
3		フィエラミラノ	イタリア	ミラノ	345,000
4	1	中国出口商品交易会琶洲展示館	中国	広州	338,000
5		ケルンメッセ	ドイツ	ケルン	284,000
⋮					
13	2	上海新国際博覧中心	中国	上海	200,000
⋮					
18	3	武漢国際博覧中心	中国	武漢	190,000
⋮					
21	4	中国出口商品交易会流花路展示館	中国	広州	170,000
⋮					
26	5	インパクトエキシビジョンセンター	タイ	バンコク	137,000
⋮					
31	6	義烏国際博覧中心	中国	義烏	120,000
⋮					
37	7	成都国際会展中心	中国	成都	110,000
⋮					
43	8	瀋陽国際展覽中心	中国	瀋陽	105,200
⋮					
45	9	深セン会展中心	中国	深セン	105,000
46	10	KINTEX	韓国	ソウル	104,000
⋮					
54	11	新中国国際展覽中心	中国	北京	100,000
54	11	シンガポール エキスポ	シンガポール		100,000

(出所) UFI「The 2011 World Map Of Exhibition Venues」より作成

MICE施設の現状

世界的な流れ

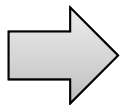
- ・会議場と展示場の一体整備
- ・アフターコンベンション機能も含めた複合施設化
→特に、韓国、中国、シンガポールが積極的に整備
- ・展示場、会議場の大型化
→展示場は10万m²以上の施設が世界に50以上

日本の現状

- ・会議場、展示場、ホテル等の一体施設が少ない
- ・アフターコンベンション機能を併設した施設も少ない
→パシフィコ横浜以外に一体型はほとんどない
- ・海外と比較して展示場、会議場が小規模
→東京ビッグサイトでも世界60位程度の展示規模

MICEに係る関係省庁の支援措置

		施策名	概要	担当省庁
予算措置	平成24年度 予算	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業) MICE誘致・開催の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・海外プロモーション事業 ・誘致段階の支援事業 ・基盤整備事業 <p>具体的には、海外のMICE専門見本市への出展、日本側主催者が行う誘致活動等の支援、マーケティング調査 等</p>	観光庁
	平成25年度 概算要求項目	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業) MICE誘致・開催の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング戦略の高度化による都市の誘致競争力強化 ・誘致対象の掘り起こしによる新たな需要の発掘 <p>具体的には、都市へのアドバイザー派遣、海外のMICE専門見本市への出展 等</p>	観光庁

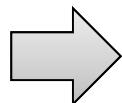


国の支援措置はソフト施策を対象としたものが中心

※MICE施設等の整備に対する支援措置の例としては、総合特別区域法に基づく総合特区支援利子補給金制度があり、総合特区計画に定められている事業(MICE施設の整備等)を行うのに必要な資金を融資する指定金融機関に利子補給金の支給がなされている。

MICEに係る関係省庁の検討状況

検討会・調査の別		施策名	検討概要	担当省庁
検討会	平成23年度	MICE推進検討委員会	具体的な政策検討の前提となる、MICEの意義、MICE分野の国際動向等を中心にとりまとめ	観光庁
	平成24年度 (実施中)	MICE国際競争力強化委員会	MICE各分野の中でまずは国際会議(C)の誘致に関して、マーケティング戦略の高度化等のソフト面の対応策を中心に検討	観光庁
調査	平成22年度	MICE誘致戦略・施設のあり方に関する調査	競合国や国内のMICE施設・関連団体等へのヒアリング等による、国際競争力強化に向けた取り組み、求められる施設形態の実現に向けた方向性についてとりまとめ	観光庁
	平成23年度	展示会産業の国際化・活性化を推進するための調査事業	展示会統計に係る第三者認証制度の整備(制度設計)及び検証等	経済産業省 商務情報政策局
		官民連携による展示場の整備・運営検討業務	展示場の官民連携による整備・運営を検討するための情報の収集・分析等	国土交通省 総合政策局
		MICE市場動向等の調査	統計・業界データベースの分析、国際的なMICE関連団体へのヒアリング、海外先進都市のMICE振興施策の分析等	観光庁
	平成24年度 (実施中)	展示会事業の国際化推進のための人材育成基盤整備・関連事業調査	展示会事業の国際化推進のため、人材育成カリキュラムモデルの策定等について検討	経済産業省 商務情報政策局
		展示会事業人材育成手法検討委員会 官民連携によるMICE施設を核としたエリア開発のあり方検討業務	MICE施設を核として周辺施設も含めたエリア開発について、官民連携による整備・運営手法に係る検討	国土交通省 総合政策局
		MICEマーケティング分析	主催者・関係者のニーズ分析、海外のMICE産業に関する情報収集、競合国・都市の活動分析等	観光庁



関係省庁において、ソフト施策を中心に様々な検討が進められている本WGではこれらの結果等も踏まえ、重複の無いよう検討を進める

MICE施設機能向上WGについて

概要

目的

都市再生の推進に係る有識者ボードの下に、専門家によるWGを設置し、MICE施設の機能向上の促進のあり方について検討する

委員等

(委員)

市川 宏雄 (明治大学専門職大学院長 教授) 【座長】

太田 正隆 ((株) JTB総合研究所 主任研究員)

大橋 弘 (東京大学大学院経済学研究科 教授)

竹澤 伸哉 (立教大学経営学部 教授)

渡辺 厚 ((株) 情報伝達研究所 代表取締役)

※50音順、敬称略

(オブザーバー)

経済産業省、国土交通省 (総合政策局、都市局)、観光庁

(事務局)

内閣官房地域活性化統合事務局

スケジュール

第1回 (平成24年12月21日)

ヒアリング (森ビル、横浜市)、議論

第2回 (平成25年1月～2月上旬)

ヒアリング、議論

第3回 (年度内)

議論、とりまとめ

日本のM I C E施設の整備の方向性とそのために国が実施すべき支援策等について、ご議論頂きたい。

- 現状の日本国内のM I C E施設に不足している機能、要素は何か？
また、施設規模はどうあるべきか？
- 不足している機能、要素を補うためにどのような方策を取るべきか？
また、そのための課題は何か？
- M I C E施設間の役割分担や連携はどうあるべきか？
- M I C E施設の整備に関して、国・自治体・民間事業者の役割分担はどうあるべきか？
その際、国の果たすべき役割は何か？
- 国として取り組むべき支援措置はどのようなものか？

等